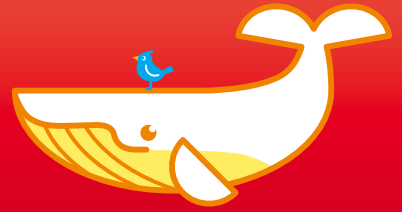




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2020年
Vol.21



成年後見制度制定
リーガルサポート設立

20周年記念



公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



20周年記念誌の発刊にあたって 新たな時代の 担い手を目指して

理事長 矢頭 範之

2019年(令和元年)は、禁治産・準禁治産制度から新しい成年後見制度を構築する4本の法律が成立し、当法人が設立されて20周年にあたります。

この20年間、外に目を向ければ、2010年(平成22年)第1回成年後見法世界会議が横浜で開催され、そこで採択された「横浜宣言」において「制度改正とその運用の改善」及び「公的支援システムの創設」等が提言されました。

この「横浜宣言」がテーゼとなり、2016年(平成28年)4月に成年後見制度利用促進法が成立し、それに基づき翌2017年(平成29年)3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

成年後見制度利用促進基本計画では、施策の目標として、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を5ヵ年計画で目指すとされています。

成年後見制度利用促進基本計画が実現されると、各地域に中核機関が設置され、その中核機関を中心とする地域連携ネットワークが形成されます。それにより制度利用者の意思決定支援の下で身上保護を重視した支援が確保される体制が構築され、制度利用の検討及び申立支援のほか、親族後見人等への支援機能が、市民の身近に備わることになります。

内に目を向ければ、2008年(平成20年)の民法改正及び公益法人改革三法施行に伴い、当法人は、特例民法法人という経過措置を経て、2011年(平成23年)3月に公益認定を受け、4月1日に公益社団法人へ移行しました。

これにより、「公益法人」という位置づけは変わらないものの、新法に公益認定基準の要件として公益目的事業を行うための「技術的能力」を有していることが明示されたことにより、特に当法人に研修事業、指導監督事業等の質の担保を求められるようになりました。

一方、成年後見事務において「本人保護」対「本人意思の尊重」など二律相反する課題を内包することと同様に、法人としても「不正防止の徹底」対「個人情報保護」「プライバシー(権)保護」など各理念が衝突することによって生ずる論点に議論が集中するようになりました。不祥事対策を徹底して社会からの期待に応えるため、当法人の機能整備の進め方について真剣な議論をしてきたことが思い起こされます。

この20年間の歩みを踏まえ、将来に向けて次のとおり成を期したいと思います。

まず、制度利用者がそのメリットを実感できるよう、意思決定支援と身上保護を重視し、あらゆる社会資源を巻き込み、場面に応じてバランスのとれた思考と適切な判断によりチーム支援を実現する「後見の専門職」を養成し推薦する団体となることを志向します。

また、そのような「後見の専門職」が個別事案の成年後見業務に携わるだけでなく、地域連携ネットワークの一員となり、専門的知見をもって地域社会へ貢献する立場へ、そしてそのような会員が全国津々浦々に存在するべく、会員個々人と団体がともに発展していくよう、更なる高みを目指します。

さらに、将来においても成年後見制度が高齢者及び障害者にとって有用な制度として発展していくために、そして当法人及び会員がそれに貢献できる存在であり続けるために努力してまいりたいと思います。

最後に、これまで当法人を支えていただいた関係者、関係機関、日本司法書士会連合会、各司法書士会及び会員各位に対して御礼を申し上げるとともに、これからもご協力とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

成年後見センター・
リーガルサポート

20年のあゆみ

成年後見センター・リーガルサポートのこれまでのあゆみを振り返ります。

なお、設立から10年の歩みは平成23(2011)年3月発行の10周年記念誌にて紹介しています。


平成23年 2011年	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢	平成24年 2012年	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
3月	<p>平成11年[1999年]12月</p> <ul style="list-style-type: none"> ★日司連(社)成年後見センター・リーガルサポート設立総会(12月3日) ■成年後見センター・リーガルサポートが社団法人として設立の許可を受ける(12月22日) ■公益社団法人として認定を受ける(3月18日) ■東日本大震災災害対策本部設置 <p>提言 「後見制度支援信託」について(3月10日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■東日本大震災発生(3月11日) 	6月	<p>平成20年[2008年]6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ★第9回通常総会(6月14日)、第1回研究大会(6月15日)を開催(大阪府にて)以降、2年毎に開催 第1回研究大会 テーマ 第1分科会 「高齢者虐待防止・養護者支援法と成年後見」 第2分科会 「成年後見制度の利用により顕在化した医療行為の同意について」 第3分科会 「後見人の死後事務を一緒に考えよう」 <p>平成22年[2010年]6月</p> <ul style="list-style-type: none"> ★第12回通常総会(6月19日)、第2回研究大会(6月20日)開催(宮城県にて) 第2回研究大会 テーマ 第1分科会 「高齢者虐待防止と成年後見」 第2分科会 「身上監護と医療同意～代行決定のプロセスの透明化～」 第3分科会 「財産管理と身上監護の融合～身上配慮義務を考える～」 	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者総合支援法公布(6月27日)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ★第13回定時総会開催(東京都にて)(6月25日) <p>理事長声明 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立に関する理事長声明(6月17日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■障害者基本法改正(8月5日) 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ★第14回定時総会(6月30日)、第3回研究大会(7月1日)開催(広島県にて) 第3回研究大会 テーマ 第1分科会 「成年後見人はどう行動すべきか」 第2分科会 「死後事務にどう向き合うか～事例を通して見えてくること～」 第3分科会 「リーガル過疎地における地域連携」 第4分科会 「成年後見人の身上配慮義務と医療代行決定のあり方について」 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ★シンポジウム 「市民後見人のありかたと公的支援制度～これからの地域社会のために～」を開催(2月19日) 		10月	<ul style="list-style-type: none"> ■第2回成年後見法世界会議(オーストラリア・ビクトリア州メルボルン)(10月15日・16日) 	

平成24年 [2012年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
11月	★シンポジウム 「高齢者虐待の防止に向けた地域連携について～高齢者が安心して幸せな生活を送るために～」を開催(11月25日)	

平成25年 [2013年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
2月	★シンポジウム 「成年後見人はどう行動すべきか～成年後見人の行動指針を考えよう～」を開催(2月23日)	

3月	理事長声明 成年被後見人は選挙権を有しないとする公職選挙法11条1項1号は違憲無効とした東京地裁判決に関する理事長声明(3月18日)	■公職選挙法違憲判決(3月14日)
----	--	-------------------

5月	要 望 成年被後見人に選挙権を求める要望(5月1日)	■公職選挙法改正署名活動
----	-------------------------------	--------------

5月	★講演会 「イギリス及びドイツの成年後見制度の現状について」を開催(5月24日)	
	理事長声明 成年被後見人の選挙権及び被選挙権等を認める法改正がなされたことに関する理事長声明(5月28日)	

6月	★第15回定時総会開催(東京都にて)(6月22日)	■障害者差別解消法成立、障害者雇用促進法改正
----	---------------------------	------------------------

9月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(9月5日)	
----	---	--

11月	★シンポジウム 「成年被後見人が受ける170を超える権利制限 選挙権は回復したけれど…～普通の市民として歩める社会をめざして!～」を開催(11月16日)	
-----	---	--

平成26年 [2014年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
1月	★第16回臨時総会開催(東京都にて)(1月25日)	■障害者の権利に関する条約を批准(1月20日)
	理事長声明 「障害者の権利に関する条約」を批准したことに関する理事長声明(1月21日)	

2月		■障害者の権利に関する条約我が国について発効(2月19日)
----	--	-------------------------------

平成26年 [2014年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
5月	■『後見人の行動指針』策定(5月15日)	■第3回成年後見法世界会議(ワシントン)(5月28日～30日)
	理事長声明 「医療行為における本人の意思決定支援と代行決定のプロセスの透明化について」に関する理事長声明(5月15日)	
	提 言 医療行為における本人の意思決定支援と代行決定に関する報告及び法整備の提言(5月15日)	

5月	理事長声明 『後見人の行動指針』の提言についてに関する理事長声明(5月22日)	
----	---	--

6月	★第17回定時総会(6月21日)、第4回研究大会(6月22日)開催(札幌にて)	
----	---	--

6月	第4回研究大会 テーマ 特別講演 「韓国の成年後見制度の概要」 「韓国成年後見支援本部の運営現況」 第1分科会 「成年後見制度の転用問題」 第2分科会 「第三者後見人と身元保証問題」 第3分科会 「私たちが市民後見人育成事業を推進する意義について考える」	
----	--	--

6月	理事長声明 「リーガルサポートの考える『市民後見憲章案』について」に関する理事長声明(6月30日)	
	■リーガルサポートの考える「市民後見憲章(案)」の公表	

7月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(東京都にて)(7月11日)	
----	---	--

9月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(京都府にて)(9月5日)	
----	--	--

11月	★シンポジウム 「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」を開催(東京都にて)(11月1日)	
-----	---	--

11月	★新成年後見制度制定及び公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立15周年記念式典を開催(東京都にて)(11月25日)	
-----	---	--

12月	★新成年後見制度制定及び公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート設立15周年記念シンポジウム 「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」を開催(東京都にて)(12月13日)	
-----	--	--

平成27年 [2015年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
1月	★シンポジウム「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」を開催(京都府にて)(1月12日)	

1月	★第18回臨時総会開催(東京都にて)(1月24日)	
----	---------------------------	--

3月	■会員の不幸事を受けての再発防止策の策定(3月30日)	
----	-----------------------------	--

6月	★第19回定時総会開催(東京都にて)(6月20日)	
----	---------------------------	--

9月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(愛媛県にて)(9月4日)	
----	--	--

11月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(宮城県にて)(11月20日)	
-----	--	--

平成28年 [2016年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
2月	★第20回臨時総会開催(東京都にて)(2月13日)	

3月	理事長声明 認知症列車事故の最高裁判決に関する理事長声明(3月3日)	
	★シンポジウム 「成年後見実務における意思決定支援」を開催(東京都にて)(3月5日)	


4月	理事長声明 成年後見制度利用促進法及び民法等の一部改正法の成立に関する理事長声明(4月8日)	
	理事長声明 日本ライフ協会の事業の破綻に関する意見書(4月8日)	

平成28年 [2016年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
5月		■成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行(5月13日)

6月	★第21回定時総会(6月18日・19日) 第5回研究大会(6月18日)開催(福岡県にて)	
----	--	--

6月	第5回研究大会 テーマ 第1分科会 「長期にわたる障害者の支援」 第2分科会 「成年後見実務における意思決定支援」 第3分科会 「市民後見人育成事業と司法書士」	
----	--	--

9月	■法人業務適正検討有識者会議から報告書を受領(9月27日)	■第4回成年後見法世界会議(ベルリン)(9月14日～16日)
9月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(札幌市にて)(9月30日)	

9月	■第4回成年後見法世界会議のポスターセッションにおいて優秀賞を受賞	
----	-----------------------------------	--

10月		■成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の施行(10月13日)
-----	--	--

11月	★自治体向けセミナー 「市民後見人育成事業への取組み」を開催(静岡県にて)(11月18日)	
-----	--	--

平成29年 [2017年]	リーガルサポートのあゆみ	社会情勢
2月	★第22回臨時総会開催(東京都にて)(2月11日)	

3月	★市民公開シンポジウム 「成年後見制度利用促進法のつくる未来」(東京都にて)(3月20日)	■成年後見制度利用促進基本計画閣議決定(3月24日)
3月	★自治体向け 「市民後見人育成に向けてのシンポジウム」を開催(広島県にて)(3月24日)	

平成29年 (2017年)

リーガルサポートのあゆみ

4月 ■ 第32回国際アルツハイマー病協会 (ADI)国際会議へ参加 (4月26日～29日)

6月 ★ 第23回定時総会開催(東京都にて) (6月24日)

11月 ★ 自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取組み」を開催(福井県にて)(11月24日)

社会情勢

平成31年 (2019年)

リーガルサポートのあゆみ

3月 ★ 成年後見制度利用促進セミナーを開催(静岡県にて)(3月19日)

4月 ■ 「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」の公布・施行(4月24日)

■ 成年後見制度の診断書の書式の改定及び本人情報シートの導入

社会情勢

平成30年 (2018年)

リーガルサポートのあゆみ

6月 ★ 第24回定時総会(6月16日)、第6回研究大会(6月17日)開催(愛知県にて)


第6回研究大会 テーマ

第1分科会 「保佐・補助制度の活用に向けて」

第2分科会 「成年後見制度利用促進基本計画に対するリーガルサポートの対応」

第3分科会 「認知症の人にやさしい金融機関のあり方について～認知症の人の地域生活を支えるための意思決定サポート～」

7月 ■ 社団法人韓国成年後見支援本部と学術交流(静岡市にて)(7月19日～22日)



社会情勢

令和元年 (2019年)

リーガルサポートのあゆみ

6月 理事長声明「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立に関する理事長声明(6月7日)

★ 第25回定時総会開催(東京都にて)(6月22日)

9月～ ■ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律公布(6月14日)

■ 認知症施策推進大綱(認知症施策推進関係閣僚会議)(6月18日)

■ 経済財政運営と改革の基本方針2019(6月21日閣議決定)

12月～ ■ 成年後見制度利用促進体制整備研修第1回～第3回基礎研修(国研修)開催(9月～11月)

■ 成年後見制度利用促進体制整備研修第1回～第3回応用研修(国研修)開催(12月～2月)

社会情勢

平成30年 (2018年)

リーガルサポートのあゆみ

10月 ■ 第5回成年後見法世界会議(韓国)(10月23日～26日)



11月 ■ 第15回日韓学術交流研究会へ参加(11月16日)

社会情勢

令和2年 (2020年)

リーガルサポートのあゆみ

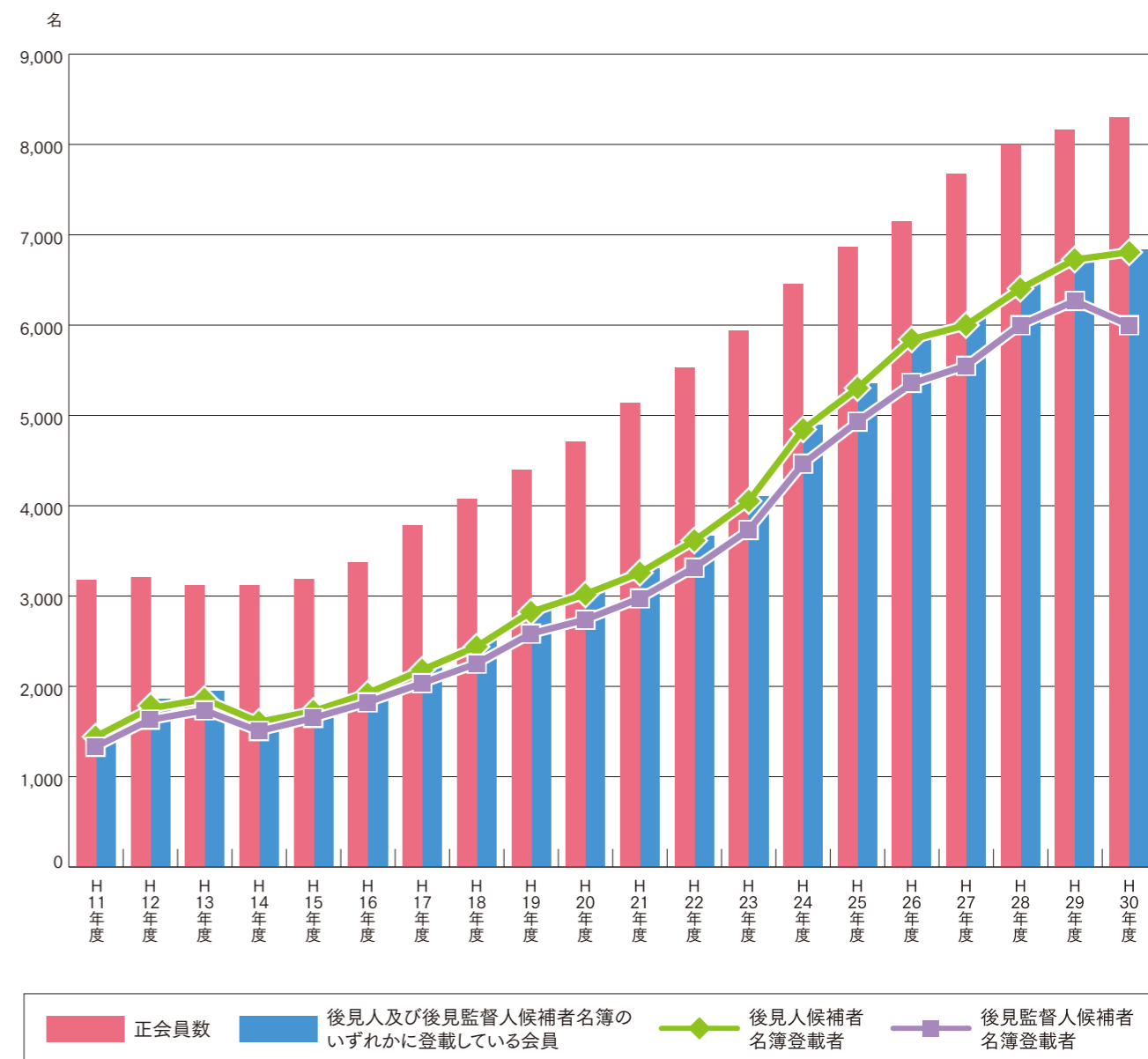
3月 ★ 成年後見制度施行20周年記念シンポジウム「成年後見制度の未来～任意後見制度の利用促進と民事信託～」(3月19日)(新型コロナウイルス感染症の拡大により開催中止)

■ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート設立20周年記念誌発刊(3月19日)

社会情勢

成年後見センター・リーガルサポート 会員数・受託事件数の推移

正会員数及び後見人等候補者名簿登載者数推移表



内訳 (H30年) ※司法書士法人正会員含む

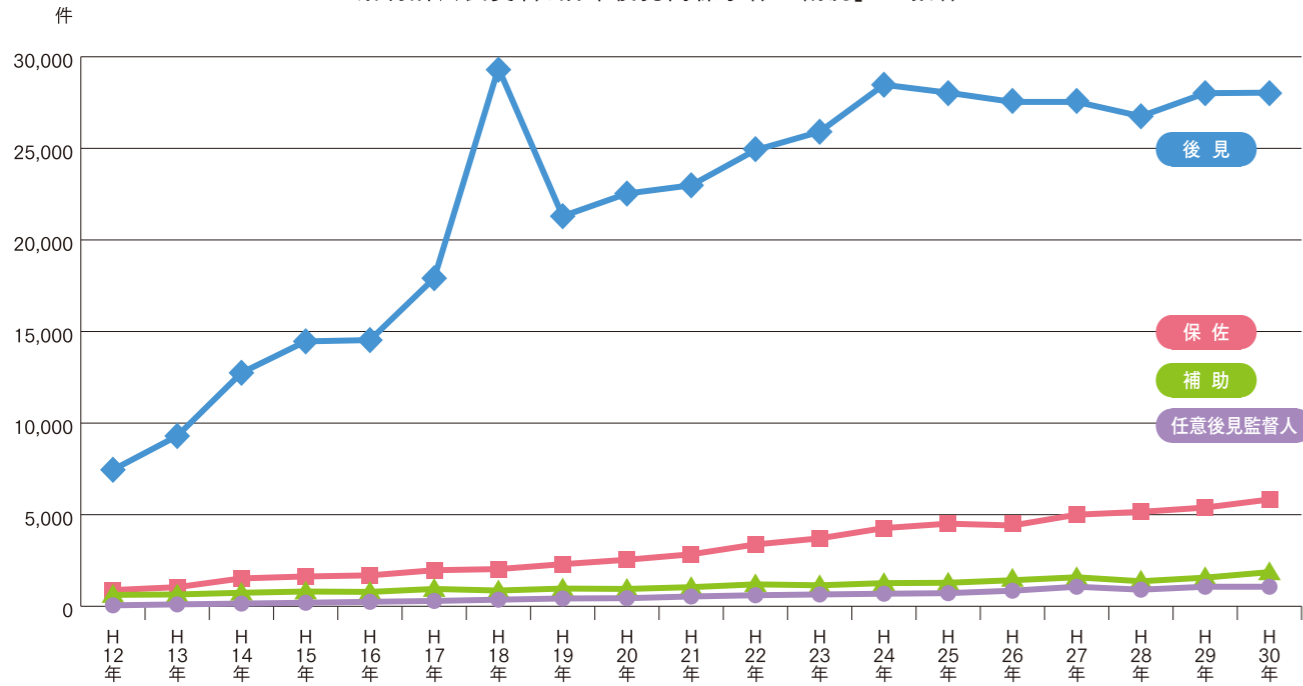
正会員数	後見人及び後見監督人候補者名簿のいずれかに登載している会員	後見人候補者名簿登載者	後見監督人候補者名簿登載者
8,344	6,909	6,902	6,006

(名)

成年後見センター・リーガルサポート 会員数・受託事件数の推移

申立件数の推移

裁判所公表資料「成年後見関係事件の概況」より抜粋



内訳 (H30年)

(件)

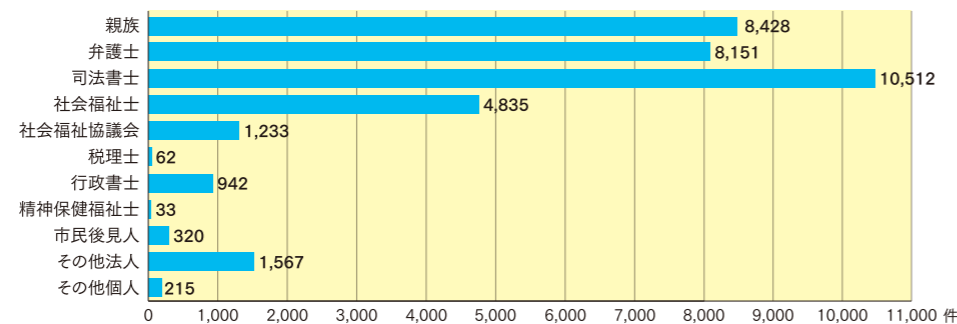
申立件数					認容終局した件数				
後見	保佐	補助	任意後見監督人	申立件数合計	後見	保佐	補助	任意後見監督人	認容終局合計
27,989	6,297	1,499	764	36,549	26,641	5,852	1,371	647	34,511

成年後見人等と本人との関係について

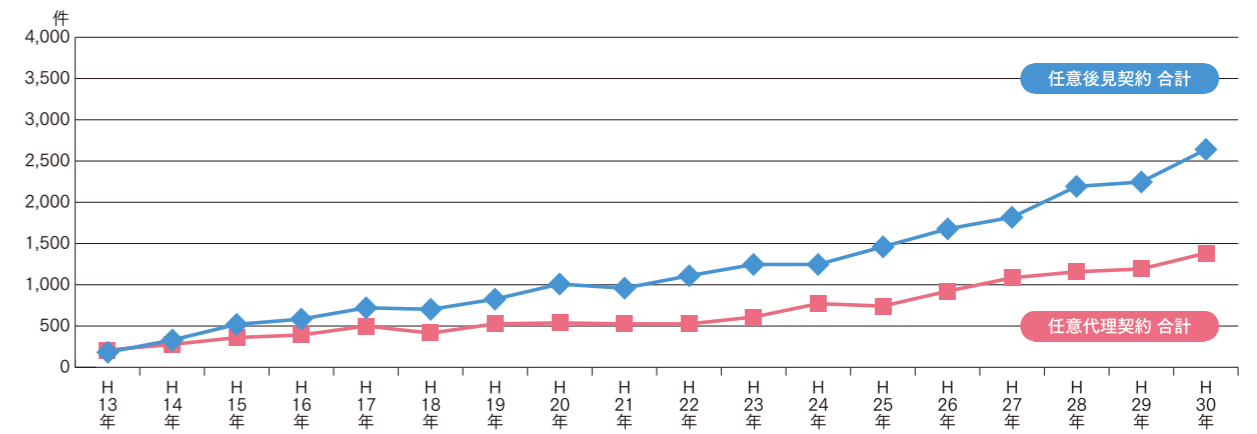
親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	税理士	行政書士	精神保健福祉士	市民後見人	その他法人	その他個人	合計※
8,428	8,151	10,512	4,835	1,233	62	942	33	320	1,567	215	36,298

※1件の事件について成年後見人等が複数の場合があるため、総数は認容終局事件数と一致しない

成年後見人等と本人との関係について(H30年)



任意後見等契約件数

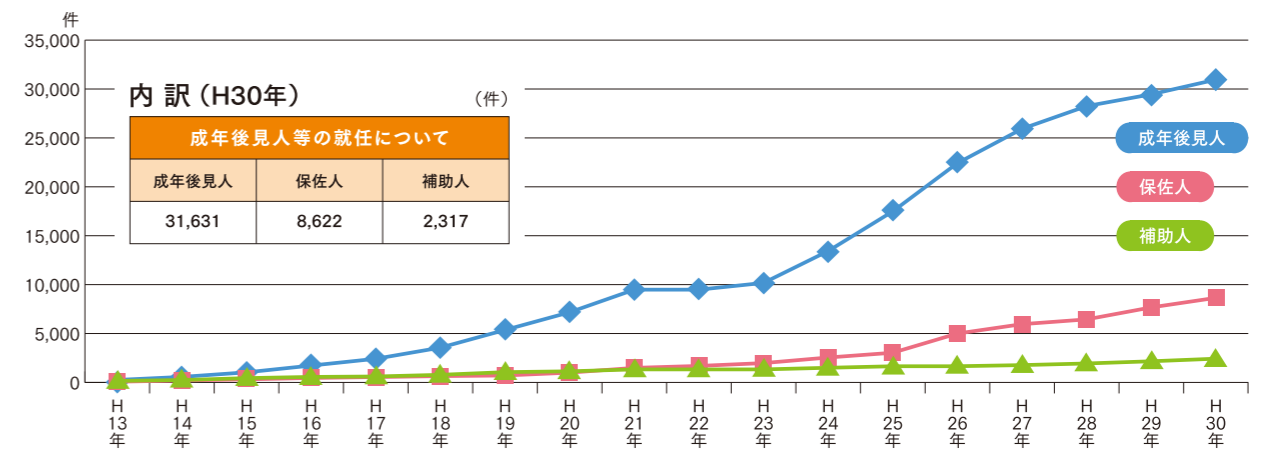


内訳 (H30年)

(件)

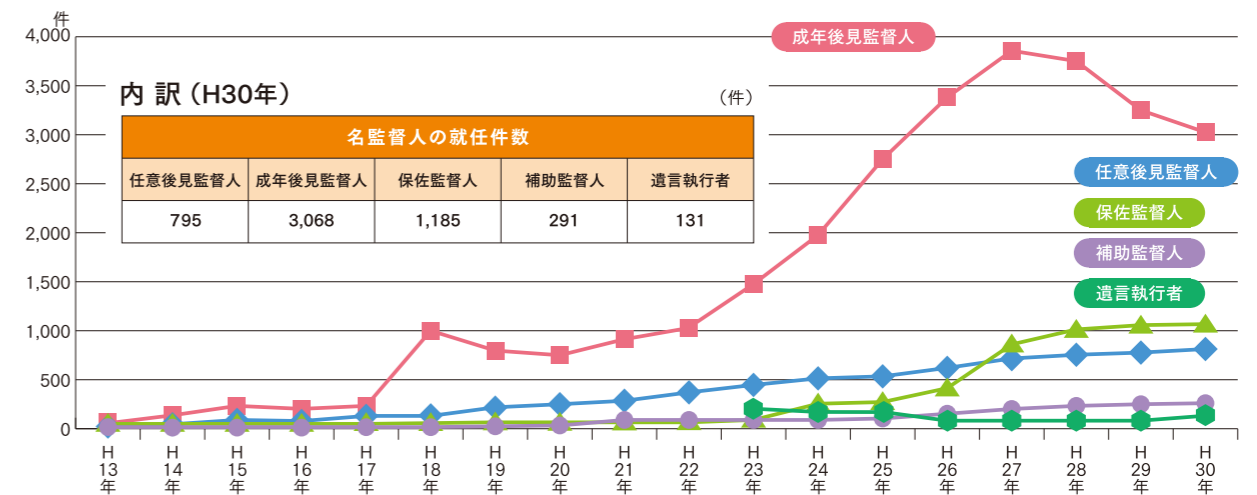
契約の締結について						
見守り契約	任意後見契約 (未発効)	任意後見契約 (業務遂行)	任意後見契約 合計	任意代理契約 (未発効)	任意代理契約 (業務遂行)	任意代理契約 合計
1,191	2,306	303	2,609	907	536	1,443

成年後見人等の就任件数



各監督人の就任件数

※遺言執行者は平成23年より調査開始



内訳 (H30年)

(件)

名監督人の就任件数				
任意後見監督人	成年後見監督人	保佐監督人	補助監督人	遺言執行者
795	3,068	1,185	291	131

リーガルサポートプレス バックナンバー紹介

本誌は成年後見制度をより多くの方に知ってもらうために
発行している情報誌です。

リーガルサポート本部のホームページからダウンロードできます。

VOL.8 2014年11月 発行

- 理事長挨拶 We have a dream. ● 特別寄稿 成年後見のいま—歴史の転換点がかかるのか? ● 特別寄稿 身元保証問題と“無縁社会” ● リーガルサポート近年の歩み ● 15周年記念行事のご案内 ■ 新成年後見制度制定/リーガルサポート設立15周年記念式典・祝賀会 ■ 15周年記念シンポジウム「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」 ■ シンポジウム「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援」 ● 会員数・受託事件数の推移 ● リーガルサポートのしくみと組織 ● Q&Aコーナー特別座談会 司法書士が解決します!! を振り返って ● リーガルサポートの考える「市民後見憲章案」について ● 後見人の行動指針 ● リーガルサポート 書籍紹介、リーガルサポートプレスバックナンバー紹介、小冊子紹介 ● リーガルサポートのキャラクターを紹介します。



新成年後見制度制定・リーガルサポート設立15周年記念号▲

VOL.9 2015年4月 発行

- 特別寄稿 患者の医療同意と意思決定支援～リーガルサポート報告書に学ぶ
- 特集 取材で見た成年後見の動向
- 取材1「日本成年後見法学会 障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会」
- 取材2「行動指針の意義と今後の成年後見制度の課題」
- 取材3「私の決めたい医療～医療行為における本人の意思決定支援～」
- 取材4「地域で支えるあなたの生活～成年後見制度のこれから～」
- 取材5「落語で学ぼう! 成年後見制度」
- 取材6 シンポジウム 日本弁護士連合会「認知症高齢者が地域で暮らすために～名古屋高裁判決を踏まえて」
- 第9回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!! 後見制度支援信託について教えてください。



16...新成年後見制度制定・リーガルサポート設立15周年記念シンポジウム

VOL.10 2015年8月 発行

- 理事長挨拶 理事長に就任して
- 特集 後見人の倫理と職責を考える・特別寄稿 1 専門家後見人の倫理・特別寄稿 2 当たり前前を当たり前にするということ 成年後見人の倫理と職責
- 報告 東北発 第3回国連防災世界会議パブリック・フォーラム「大規模災害時における後見人の役割と責任」
- 報告 東京発 日本成年後見法学会 第12回学術大会
- 京都発 第12回 日本高齢者虐待防止学会
- 報告 富山発 第34回日本社会精神医学会「成年後見制度における医療と司法との連携の必要性について～「成年後見用診断書」に基づく事例調査結果から～」
- 第10回 Q&Aコーナー 司法書士が解決します!! 法定後見と任意後見って何が違うの?



VOL.11 2015年12月 発行

- 特別寄稿 成年被後見人・被保佐人の公務員就任権欠格条項の合憲性
- 特集 後見人の死後事務における留意点
- 報告 大阪発「地方公務員の欠格条項訴訟」傍聴レポート
- 報告 千葉発 日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会第2分科会「「成年後見制度」から「意思決定支援」へ～認知症や障害のある人の自己決定権の実現を目指して～」
- 第11回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!! 後見人の任務はいつまで続くのでしょうか? その交代、終了は?



VOL.12 2016年4月 発行

- 特別寄稿 差別解消法と合理的配慮
- 特集 改正障害者雇用促進法の概要と留意点
- 報告 東京発 日司連主催 平成27年度第10回司法書士人権フォーラム「障害者差別解消法に期待するもの～誰もが住みやすい社会を作るために～」
- 報告 東京発 市民公開シンポジウム「成年後見実務における意思決定支援」
- 報告 東京発 地域ケア政策ネットワーク・早稲田大学比較法研究所共催 シンポジウム「認知症高齢者による他害リスクの社会化」
- 第12回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!! マイナンバーについて教えてください。



VOL.13 2016年8月 発行

- 特別寄稿 成年後見制度利用促進法と民法改正について
- 報告 東京発 日本成年後見法学会 第13回学術大会
- 報告 福岡発 リーガルサポート第5回研究大会(平成28年6月18日開催)・第1分科会「長期にわたる障害者の支援」・第2分科会「成年後見実務における意思決定支援」・第3分科会「市民後見人育成事業と司法書士」
- 平成27年成年後見関係事件の概況
- 報告 横浜発 第13回日本高齢者虐待防止学会
- 第13回Q&Aコーナー 司法書士が解決します!! 未成年後見について



VOL.14 2016年12月 発行

- 特別寄稿 第4回成年後見法世界会議ベルリンからの報告
- 特集 世界の成年後見 ドイツ・イギリス(イングランドとウェールズ)・アメリカ・カナダ・オーストラリア・韓国
- 報告 札幌発 自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取り組み」



VOL.15 2017年4月 発行

- 特集 ご存知ですか? 成年後見法学会 新井 誠理事長にお聞きしました
- 特別寄稿 日本成年後見法学会と司法書士
- 臨時特集 こう変わる! 高齢者の運転免許の更新制度～交通事故をなくすために～
- 報告 東京発 全国社会福祉協議会主催 第12回権利擁護・虐待防止セミナーシンポジウム「包括的支援の展開のための関係機関の連携・協働地域コミュニティの創造に向けて必要なこと」
- 報告 福井発 司法書士会 市民公開シンポジウム「素敵な老後、家族の笑顔のために考えよう! ～相続・成年後見の活用方法～」
- 報告 東京発 「成年後見制度利用促進法をつくる未来」
- 報告 広島発 市民後見人育成に向けてのシンポジウム



VOL.16 2017年8月 発行

- 特別寄稿 福祉と司法の連携～法テラスの「司法ソーシャルワーク」の取組み
- 特集 法テラスを利用した後見等開始申立てについて
- 取材 千葉発 日本成年後見法学会 第14回学術大会—成年後見制度の進むべき道—
- 報告 全国初「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」の制定
- 取材 千葉発 第14回日本高齢者虐待防止学会
- 報告 京都発 国際アルツハイマー病協会(ADI)国際会議でポスター展示を行いました



VOL.17 2017年12月 発行

- 特集 成年後見制度利用促進基本計画における専門職団体としての役割
- 特集 志木市成年後見制度の利用を促進するための条例—その後—
- 取材 東京発 第1回成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会「三類型(後見、保佐、補助)の判定と診断書等の在り方」
- 取材 東京発 第2回成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会「医療等の意思決定が困難な人に対する支援と成年後見人の役割」
- 取材 東京発 21世紀金融行動原則 持続可能な地域支援ワーキンググループ・保険業務ワーキンググループ合同開催シンポジウム「認知症など高齢社会問題が深刻化する中で持続可能な地域作りに金融機関はどう対応していくのか」
- 報告 山形発 認知症の人と家族の会山形県支部・生命保険協会山形県協会共催「2017年世界アルツハイマーデー記念公開講座」



VOL.18 2018年4月 発行

- 特集 成年後見制度と司法書士
- 成年後見制度と司法書士「後見業務の日常—司法書士彦坂一郎物語—」
- 報告 福井発 自治体向けセミナー「市民後見人育成事業への取り組み」
- 取材 山梨発 世界アルツハイマー月間 2017記念講演「認知症を恐れずに、でも油断せず」
- 取材 東京発 第3回成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会「成年後見制度と意思決定支援プログラム」
- 取材 東京発 第4回成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会「成年後見人等の不正防止策—後見制度支援信託を代替する預金等—」
- 取材 東京発 第5回成年後見制度利用促進基本計画に関する連続学習会「だれもが安心して老いることができる社会に向けて～任意後見制度の利用促進を考える～」



VOL.19 2018年10月 発行

- 特集 委せて安心・ゆとりの暮らし(任意後見の事例)
- 任意後見契約と共に締結する段階的財産管理契約の勧め(任意後見制度の利用をお考えのあなたへ)
- 11年半に及ぶ見守り契約
- 報告 愛知発 第6回リーガルサポート研究大会(平成30年6月17日開催)・第1分科会「保佐・補助の活用に向けて」・第2分科会「成年後見制度利用促進基本計画に対するリーガルサポートの対応」・第3分科会「認知症の人にやさしい金融機関のあり方について～認知症の人の地域生活を支えるための意思決定サポート～」
- 報告 大阪発 第15回日本高齢者虐待防止学会—泉州大会—
- コラム 後見つれづれ草「意思決定支援」



VOL.20 2019年5月 発行

- 特集 市民後見人育成事業について「市民後見人はどのようにして誕生するのか?」
- 特集 「代行決定」から「意思決定支援」へ「わたしたちは、どのように変わらなければならないのか?」
- 取材で見た成年後見の動向
- 取材1 神奈川発 成年後見制度利用促進のための意見交換会
- 取材2 東京発 2018年度意思決定支援セミナー
- 取材3 北海道発 ～市民のための新しい成年後見制度を目指して～「広域連携による成年後見利用促進」
- 取材4 埼玉発 志木市後見ネットワークセンター記念講演会・シンポジウム2018
- 取材5 東京発 成年後見制度利用支援事業の拡充とその積極的な活用策
- コラム 後見つれづれ草「意思決定支援」





成年後見制度利用促進体制整備研修(基礎研修)の報告

福岡支部：司法書士 安樂 美和

令和元年9月17日(火)から19日(木)にかけて、東京ベイ幕張ホール(千葉市)において開催された、成年後見制度利用促進体制整備研修(厚生労働省委託事業)基礎研修に、市区町村又は都道府県から推薦を受けた専門職(受任調整のアドバイザー、体制整備アドバイザー、講師候補者)として参加した。ここでは、本研修会の概要を報告する。

1 成年後見制度利用促進法と基本計画

成年後見制度利用促進法と基本計画の基礎的な解説(後見制度の現状や課題)、国のKPI(成果指標)と現在までの全国市町村の促進法への取組状況と先進的な自治体の活動の紹介がなされた。次年度の概算要求についても、開示できる範囲において説明がなされた。

2 権利擁護支援の理解

高齢者・障害者らが、地域で自分らしく個人の尊厳と自己決定を尊重されながら生活できるように、いかに個別支援または制度的に保障していくのか。必要な知識、視点、関わり方などについて、具体的な解説がなされた。実際の支援として、主に障害者虐待防止法による本人支援の実例などが紹介された。

3 意思決定支援をふまえた後見活動の実践

藤江氏より実際に経験された3つの事例を通じていかに本人の意思決定支援を行ってきたか具体的に紹介がなされ、水島氏より後見人等に求められる本人の意思決定支援とはどのようなものなのか、求められる法的視点やプロセスについて事例ごとに解説がなされた。

4 対象者理解・対人援助基礎

本人の意思決定支援においては、本人の収入資産、生育・生活歴、生活状況、身体・心理・社会的状況を総合的に理解し、本人の権利が守られるような判断を支援する必要があることから、本人を生活者(人)として理解する必要がある、また対象者の特性を知り、包括的な理解が必要との解説がなされた。

プログラム

- 1回目(9月17日)
- [講義 1] 「成年後見制度利用促進法と基本計画」
川端 伸子 氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)
 - [講義 2] 「権利擁護支援の理解」
青木 佳史 氏(日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター センター長)
 - [講義 3] 「意思決定支援をふまえた後見活動の実践」
水島 俊彦 氏(日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員)
藤江 美保 氏(司法書士)
 - [講義 4] 「対象者理解・対人援助基礎」
福島 喜代子 氏(ルーテル学院大学総合人間学部 教授)

- 2回目(9月18日)
- [講義 5] 「成年後見制度の基礎」
西川 浩之 氏(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 専務理事)
安藤 亨 氏(豊田市福祉部福祉総合相談課 主査)
 - [講義 6] 「関連諸制度について」
川端 伸子 氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)
 - [講義 7] 「家庭裁判所について」
関 紀子 氏(最高裁判所 事務総局家庭局第二課)
 - [講義と演習 8] 「中核機関の役割 I (地域連携ネットワーク・市町村長申立事例演習)」
安藤 亨 氏(豊田市福祉部福祉総合相談課 主査)
福島 健太 氏(SIN法律事務所 弁護士)

- 3回目(9月19日)
- [講義と演習 9] 「権利擁護支援の広報」
住田 敦子 氏(特定非営利活動法人尾張東部成年後見センター センター長)
 - [講義と演習 10] 「中核機関の役割 II (権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断)」
福吉 江美 氏(公益社団法人福岡県社会福祉士会 副会長)
高橋 健輔 氏(社会福祉法人名古屋社会福祉協議会 成年後見あんしんセンター 副所長)

5 成年後見制度の基礎

西川氏より成年後見制度概論の法律的な解説がなされ、安藤氏より行政現場レベルの事例紹介やかみ砕いた補足説明などがなされた。専門職(後見人側)からの視点と、行政の視点の違いから議論がかみ合わないことがあることを意識しながら、制度について共通理解が得られるような解説であった。

6 関連諸制度について

6つの関連諸制度が紹介され、成年後見制度との比較、どのような制度の選択が相応しいのかなど、事例に即しながら上記制度の説明がなされた。

7 家庭裁判所について

家庭裁判所の組織・体制についての説明と、本人情報シートの作成に至った経緯・目的について説明がなされた。

8 中核機関の役割 I

(地域連携ネットワーク・市町村長申立事例演習)

前半では、市町村長申立の判断において重要な「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とはどのようなときかの理解を深めながら、申立事務の流れに沿って、特に留意すべき点など事例と申立書の書式をもとに解説がなされた。後半では、前半の事例の各局面が、中核機関の役割のどの機能の場面であるのか確認しながら、それぞれの課題の提案と専門職の視点からの解説がなされた。

9 権利擁護支援の広報

中核機関の役割の中の広報機能について、中核機関として実働している講師の経験に基づき、広報の課題や実践例の紹介があり、演習として、各受講者がグループになって、広報のツールや研修についての企画を検討し、センター職員として相談を受ける際の注意点などを議論した。

10 中核機関の役割 II (権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断)

演習として、基本計画に示された7つの場面のうち、「相談受付・アセスメント・支援の検討」の場面の事例に即して、それぞれの状況での検討課題や実際の対応についてグループで議論検証を行い、またロールプレイを通じて実務上の注意点や相談を受ける側の心情理解などについて検討した。

3日間の応用研修プログラム

- 1日目(1月21日)
- [講義・演習 1] 「意思決定支援の考え方と実践 ～事例検討、ファシリテーションの活用～」
水島 俊彦 氏(日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 運営委員)
中 恵美 氏(金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長)
比留間 敏郎 氏(社会福祉法人 立川市社会福祉協議会 在宅支援事業課 障害福祉係 係長)
高橋 智子 氏(公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部福祉人材養成室 主任)
川端 伸子 氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)

- 2日目(1月22日)
- [講義・演習 2] 「任意後見等の理解」
矢頭 範之 氏(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 理事長)
丸山 広子 氏(社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長)
 - [講義・演習 3] 「中核機関の役割 III (本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断)」
星野 美子 氏(公益社団法人 日本社会福祉士会 理事)
田邊 寿 氏(社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会 地域福祉部 部長)
川端 伸子 氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)

- 3日目(1月23日)
- [講義と演習 4] 「地域連携ネットワークと市町村計画」
大口 達也 氏(高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 講師)
 - [講義と演習 5] 「中核機関の役割 IV (モニタリング・バックアップの検討・専門的判断)」
星野 美子 氏(公益社団法人 日本社会福祉士会 理事)
川口 純一 氏(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長)
矢澤 秀樹 氏(社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会 上伊那成年後見センター センター長)



成年後見制度利用促進体制 整備研修(応用研修)の講師を務めて



理事長 矢頭 範之

令和元年9月から、中核機関における職員等を対象に成年後見制度利用促進体制整備研修(基礎研修・応用研修・都道府県担当者向け研修)が始まっている。

具体的には、①「基礎研修」は、市町村職員及び中核機関職員を対象に、成年後見制度利用促進がめざす基本的な考え方、中核機関の役割や実務の基本的な理解を深め、②「応用研修」は、中核機関の職員及びその予定者を対象に、具体的な事例に即して中核機関の役割や権利擁護支援の進め方を学び、③「都道府県担当者向け研修」は、都道府県研修担当者(委託予定先の職員も含む)を対象に、都道府県研修の目的と必要性を理解するとともに、研修の企画立案・運営に関する手法を習得するプログラムである。

講師は、学者、専門職、厚生労働省及び先進的に取り組んでいる機関職員が務めており、当法人からは西川浩之専務理事(基礎研修「成年後見制度の基礎」)、川口純一副理事長(応用研修「中核機関の役割Ⅳ(モニタリング・バックアップ)の検討・専門的判断」)、そして私(応用研修「任意後見等の理解」)が担当している。

講義内容は、講義形式のほか、具体的事例をもとに重要論点を受講者がグループで討議して発表する演習形式を取り入れている。

特に、演習形式は、中核機関に寄せられる様々な相談や課題について受講者が自ら考えて中核機関としての役割を理解することが可能となり、顕著な研修効果を上げている。

私が担当する任意後見制度については、受講者から、法定後見制度と比べて理解が進んでおらず、「難しいから」という理由が挙げられ、「まとまった任意後見制度の研修は初めて受講した。」との声があった。

また、「悪用事例があるので任意後見制度を勧めることに躊躇を感じる。」との声があり、それに対し、私から「だからこそ中核機関等の関与が必要であり、地域が制度利用者に寄り添い、より安心して利用しやすい体制を整備することが重要である」ことをお話した。

さらに、任意後見制度の隣接制度として近時注目されている民事信託についても触れ、本来の正しい基本的知識を得て、専門職の活用と必要に応じて成年後見制度と民事信託を併用する等適切な相談対応が重要であることを示した次第である。

受講者は、「任意後見等の理解」に限らず、いずれの科目においても、講義に集中し、演習ではグループでの検討に積極的に参加しており、その真剣な様子に地域における自らの役割を果たそうとする受講者それぞれの熱意が感じられた。

来年も実施される予定と聞いており、多くの行政機関や委託(予定)機関の職員が受講され、全国いずれの地域においても地域の支援力の向上につながることを期待している。



成年後見制度利用促進の ための意見交換会

主催:公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート、日本司法書士会連合会、群馬司法書士会
後援:群馬県、渋川市

プログラム (13:00~16:55)

挨拶	高木 勉氏(渋川市長) 鯨井 康夫氏(日本司法書士会連合会 副会長)
趣旨説明	岩井 英典氏(日本司法書士会連合会 成年後見利用促進WT(ワーキングチーム)座長)
第1部 基調報告	「成年後見制度利用促進に向けた前橋家庭裁判所の取組みについて」 金子 恵氏(前橋家庭裁判所 主任書記官) 「成年後見制度利用促進の取組について」 川端 伸子氏(厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)
第2部 全体報告	「専門職団体との連携構築と支援体制の推進に向けて」 阿久澤 光洋氏(公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート群馬支部 支部長) 「志木市における成年後見制度利用促進の取組み」 吉田 恵子氏(埼玉県志木市健康福祉部 長寿応援課 主席専門員兼 志木市後見ネットワークセンター所長) 「専門職との業務提携について」 大貫 正男氏(志木市成年後見制度利用促進審議会会長)
第3部 意見交換	「地域連携ネットワークの構築と中核機関の設置について ～志木市の取組みを素材として～」 [参加者・概略] ・志木市後見ネットワークセンター担当者 ・群馬県北毛地区自治体担当者、社会福祉協議会担当者 ・弁護士会担当者、社会福祉士会担当者、司法書士会担当者、 リーガルサポート担当者ほか [オブザーバー] ・家庭裁判所担当官、厚生労働省担当官、関係諸機関担当者ほか [コーディネーター] 清水 敏晶氏(司法書士)
閉会挨拶	西川 正氏(群馬県司法書士会 会長)

令和元年5月20日(月)、群馬県の渋川市役所にて、成年後見センター・リーガルサポートと日本司法書士会連合会、群馬司法書士会は、厚生労働省、裁判所、県内の弁護士会、社会福祉士会、自治体及び社会福祉協議会の職員らと共に、成年後見制度の利用促進を目的として、意見交換会を開催しました。

冒頭挨拶の中で、高木市長より本制度の利用促進は地域にとって重要、関係団体の協力が必要である、続く鯨井氏から首長の熱意と職員の理解が必要、といった認識が示され、岩井氏から本会の趣旨説明の後、基調報告に入りました。

第1部では、金子氏から、このような機会を基に、より連携を強めていきたいとの挨拶の後、前橋家庭裁判所管内における成年後見制度を取り巻く情勢、関係機関と家庭裁判所の連携など現状が報告されました。

管内では、後見開始の審判申立事件において、申立人と本人との関係別割合は全国と比して親族が申立てをする割合が高く、親族が後見人に選任される割合も高いなど、良い意味で親族が支えあう傾向が窺われる。そのため、地域で本人及び選任後の親族後見人を支える仕組みを整えていく必要がある。

また、首長申立ての割合が低いなどの現状から、首長申立てが後見制度利用促進の鍵の一つであるといった報告がありました。さらに、裁判所の取組として、地域別検討会を行っているが、一部の小規模の自治体だったり高齢化率の高い自治体の場合、その地域の住民や市民後見人等によって支える仕組みを作ることが難しいといった共通の課題があるため、各自治体で既存の仕組みがあればそれを活用し、また、いくつかの自治体が協力して広域での設置を検討する必要があるとの意見が出されました。

川端氏からは、成年後見制度の利用の促進に関する法律の概要が説明され、成年後見制度利用促進の必要



性、現状・課題、国等の取組が報告されました。その中で本人に生活上の大きな支障が生じない限り成年後見制度は利用されにくい、意思決定支援、身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がある、後見人等への支援体制が不十分といった課題があり、これらの解消のため地域連携ネットワークとその中核となる機関の整備が重要、必要との認識が示されました。

第2部では、阿久澤氏からは、成年後見制度の利用促進にあたって

群馬県内の専門職団体(弁護士会、社会福祉士会、司法書士会)との連携、支援体制の現状が、吉田氏及び大貫氏からは、埼玉県志木市における志木市成年後見制度の利用を促進するための条例及び志木市後見ネットワークセンターの現状などが報告されました。その中で志木市では中核機関を市の直営とすることで、市の既存情報を活かし、迅速で適格な市民支援ができること、関係機関、特に家庭裁判所と情報連携を円滑にできるなどメリットがあること、中核機関を設置することにより市と福祉専門職、法律専門職、NPO法人等、関係機関との連携が強化されることなどの認識が示されました。

第3部では、全体を通して成年後見制度利用促進に向けた意見交換会が行われました。

この中で、成年後見制度の利用促進の必要性、利用者の中核機関の在るべき姿、中核機関を直営とするべきか委託とするべきかの選択に関しては、様々な意見が出されました。結論として、各自治体の高齢化率などによって地域差があるものの、成年後見制度の利用促進は必要であり、そのための体制整備を行いそれぞれの地域に合った体制を整えていくことなどが確認されました。

当日は地方テレビ局や新聞社などの取材も入り、会場は盛況の中、今後、裁判所及び各自治体の担当者や専門職などが連携して成年後見制度利用促進に当たることが確認され、西川氏の挨拶により閉会しました。



なお、本意見交換会の1か月後、渋川市では、成年後見制度利用を促進するための条例を制定する方針であることを発表し、令和元年9月1日には市直営の中核機関、成年後見サポートセンターを開設しています。

その後、同様の意見交換会が下記のとおり行われました。

令和2年1月23日(木)宮城県 石巻市

2月14日(金)京都府 亀岡市 (う)



日本成年後見法学会 第16回学術大会 ～基本計画における成年後見の展望～

主催：一般社団法人日本成年後見法学会

プログラム

- [特別報告 1]
「成年後見制度の利用促進について」
梶野 友樹氏(厚生労働省大臣官房参事官(成年後見制度利用促進等担当)
(併)社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長)
- [特別報告 2]
「成年後見制度利用促進における札幌家庭裁判所の取組」
久保 貴紀氏(札幌家庭裁判所 判事)
- [特別報告 3]
「成年後見制度利用促進の取組状況～札幌市～」
小関 礼嘉氏(札幌市保健福祉局総務部 地域福祉推進担当課長)
- [基調報告 1]
「成年後見制度利用促進への道」
大貫 正男氏(一般社団法人日本成年後見法学会副理事長・司法書士)
- [基調報告 2]
「法定後見制度改正の方向性と
利用促進基本計画が指摘する運用上の課題」
赤沼 康弘氏(一般社団法人日本成年後見法学会副理事長・弁護士)
- [パネルディスカッション]
「基本計画の具体化・明確化に向けて」
- パネリスト
梶野 友樹氏(厚生労働省大臣官房参事官(成年後見制度利用促進等担当)
(併)社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長)
赤沼 康弘氏(一般社団法人日本成年後見法学会副理事長・弁護士)
池田 恵利子氏(一般社団法人日本成年後見法学会副理事長・社会福祉士)
千貝 愛氏(一般社団法人日本成年後見法学会会員・司法書士)
- コーディネーター
高橋 弘氏(一般社団法人日本成年後見法学会常任理事・司法書士)

令和元年5月25日(土)、北海道大学において日本成年後見法学会第16回学術大会が右記のプログラムに沿って開催されました。

まず始めに、特別報告として、梶野氏、久保氏及び小関氏から成年後見制度の利用促進について、それぞれの立場から報告がなされました。

続いて、基調報告1において、大貫氏が成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「利用促進法」といいます。)の成立に至る過程について説明をしました。出発点としては、2010年の成年後見法世界会議で採択された横浜宣言であり、横浜宣言では、公的支援システム(利用者の資産の多寡、申立人の有無等に関わらず誰でも利用できる制度になるための行政による支援)の創設を掲げていると述べました。

また、その実現のためには利用促進法の制定以外に道はないと結論付け、5年6か月の軌跡(奇跡)を経て利用促進法の制定に至り、ついに横浜宣言は日の目を見るに至ったと述べました。

また、日本成年後見法学会は、司法・行政・民間の三位一体の公的支援システムの創設を目指しており、学会の地域連携ネットワーク研究委員会は、原則として、条例による審議会を設け、市区町村が主体的に利用促進を進める体制整備を進めること、そして、市区町村直営による中核機関を設置することを方針としている。つまり、学会というのは、地域に合った中核機関の在り方、基本理念というものを高く掲げることが使命であり、それが学会の姿であると大貫氏は述べました。

次に、大貫氏は、利用数が低迷を続ける成年後見制度の意義を高めるためには、任意後見制度、遺言、民事信託、事前指示等を組み合わせて、成年後見制度の基本的な理念は守りつつも、柔軟な運用を検討する時期に来ているのではないかと述べました。

特に、民事信託について、法人受託の必要性、信託口座、公正証書、不動産の所有権移転、担い手の姿勢など様々な検討課題があるが、いずれにしても、これから成年後見制度という財産管理制度を中心に置きながらも、それを補完・連携して、民事信託を使うことによって、さらに成年後見制度の意義が高まるものと思うと述べて、基調報告を終えました。

基調報告2では、赤沼氏は、冒頭において、現行の成年後見制度が社会の期待されている課題に応えられているか、さらに、障害者権利条約に適合しているといえるのかという点において、学会の制度改正研究委員会で、改正の方向性・運用の問題を議論してきたところであり、今日の基本的なテーマは、成年後見制度利用促進基本計画



(以下「基本計画」といいます。)において課題とされた項目についてどのように考えていくかということであると述べました。

赤沼氏は、成年後見制度の基本理念は「自己決定の尊重の理念と本人保護の理念との調和を旨として、各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする利用しやすい制度」であるはずであるが、現状はそうになっていない。そのようになるためには、3類型を廃止してドイツの制度のように一元化すること(本人

の必要に応じて後見人に権限を付与すること、判断能力が十分でない方たちの支援は意思決定支援であるべきだという大きな流れがあるが、それだけでは不十分で、法定代理支援の必要性、法定代理支援の重要性を再認識する必要があることなどを挙げました。

次に、基本計画で指摘された運用上の問題と改善の方向性について、後見類型偏重の改善、適切な後見人の選任、本人の意思の尊重、財産保護から本人の生活の質の向上のために財産を積極的に利用する後見への移行を挙げました。

最後に、基本計画にある不正防止策について、後見制度支援預金の運用が始まれば相当程度の実効性が期待されること、それにより後見人の選任の選択肢が広がることを解説し、基調報告を終えました。

引き続き、パネルディスカッションでは、特別報告・基調報告を踏まえ、北海道の実情に見合った基本計画の具体化・明確化に向けた討論が行われました。

論点として、

- (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- (3) 北海道の実情に見合った仕組みの構築について
- (4) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和の重要性が挙げられました。



現行制度の運用は財産管理への偏重が見られ、福祉的視点の欠如により利用者がメリットを実感できないのではないかという点について、赤沼氏は、「制度開始当初は多額の相続を期待する親族からの圧力等から現状維持の財産管理が中心だったが、現行制度でも身上配慮義務を規定する民法858条は本人の生活の質に対する配慮を当然に求めていると解釈でき、福祉的な視点を盛り込むことができるはず。よって、後見人の意識の問題になるが、積極的な財産の活用を行うには後見人一人ではなく支援者チームが適している。」と述べました。池田氏からも、現在、後見制度が誰のための何の制度なのかが問い直されているとの発言がありました。

また、令和元年4月1日から新しくなった診断書に導入された本人情報シートは福祉的な視点から重要ではあるが、会場から「後見人就任後の方針や本人のニーズを知るために、またチームで本人を支えるため、その情報を共有できないものか。」との意見が出されました。それについては、赤沼氏からは「個人情報でもあるため難しく、作成責任や作成費用と併せて法的な議論が必要である。」と説明がありました。

次に、メリットを実感できるように補助・保佐・任意後見を利用促進しようという観点については、池田氏は、「家族の協力が得られない独居の人数が増える中で、行政手続や金銭管理に不安を抱える本人自らが補助や保佐制度を利用して、公の保護を受ける安心を得られたり、判断能力がある本人の意思がより多く反映してもらえたりすることで本人がメリットを実感できるはずだ。」と述べました。さらに、赤沼氏は、「本来、保佐類型の人が後見類型

に入れられていたという批判については、新しい診断書・本人情報シートで是正しようという動きはあるものの、権限が奪われるのは困るという認識から利用に至らないケースが散見されるので、その点は正しく認識を促すようにしなければならない。また、任意後見契約は支援内容、支援者等全てオーダーメイドであり、意思の尊重の観点から任意後見が法定後見に優先するのは当然であるが、契約時の判断能力の問題や判断能力が衰えても任意後見に移行させないという濫用の問題もあるため、運用上の問題点の検討がさらに必要だ。」と述べました。梶野氏からも「平均寿命と健康寿命と資産寿命とを併せて伸ばすためにも、判断能力低下前に自ら決定できる任意後見制度利用が本人の利益にはなるが、付随する濫用が課題だ。」との発言がありました。



そして、親族・市民後見人の活用のメリットと課題について、千貝氏から、「親族は長年交流があり、本人をよく知っている。市民後見人はおそらく本人と年代が近く価値観が似ている可能性が高い点から、本人に寄り添うことができる。ただ、近隣の繋がりの強いローカルな地域では市民後見人が親族間の紛争に巻き込まれることも想定され、また、自分の全財産を身近な他人に知られるのに抵抗を持つのではないかと問題点がある。」との説明がありました。

さらに、『権利擁護』については、法律専門職と福祉専門職とは概念が違っているのではないかと疑問が提起され、それぞれの立場から議論がされました。そして、札幌市社会福祉協議会から、入院をきっかけに施設退所を希望した本人をチームで支えた市民後見人の活動の報告がありました。

また、中核機関の設置については、「中核機関の中心的機能である①広報②相談③推進④後見人支援のうち、全国どの地域においても必要な人が制度を利用できるようにするためには、大都市部では①②を備え始めている地域が多いので、そこでは③④を、山間部や島しょでは①②から始めることになるだろう。」と梶野氏や会場から発言がありました。

そして、千貝氏から、北海道の実状とそれに見合った仕組みの構築について「札幌近郊とそれ以外の地域を区別する必要があり、札幌近郊以外の地域では、①広域連携による中核機関の設置②法人後見・市民後見人活用の二本立てが現実的である。つまり、①財政や人員の関係で単独市町村では専属職員の雇用が難しくても、複数であれば費用分担できる。②社会福祉協議会等が近隣の複数市町村在住者を対象に法人後見を始めて、法人職員が財産管理を担当し、本人の近くに住む市民後見人が身上監護を担当する仕組みであれば、比較的画一的に取り扱える財産管理事務のノウハウを蓄積させることができ、継続的な業務が可能になる。また、本人の思いを汲み取れるよう、身近な親族や同じ地域で生活する市民後見人を活用することで、福祉的視点の強化もできる。このように、財政・人材・ノウハウに関して広域で連携することで、どこにいても後見制度を利用できる仕組みをつくることできる。」との報告と提言がありました。これについて、梶野氏から「法人後見と市民後見人との併用には運営費がかかり、過疎化地域では本人と市民後見人が知り合いである可能性が高い。」との問題が指摘されました。その他、会場からも活発な発言があり、熱心な議論が展開されました。

最後に、主催の一般社団法人日本成年後見法学会 新井誠理事長が挨拶として、一極集中と過疎地という北海道の現状は将来の日本の状況であり、北海道での学会開催の意義を述べられ、学会は閉会しました。

本学会の学術大会は、学会員でなくても参加できます。全国から関係省庁の担当者、裁判官、学者、弁護士等の法律家、福祉関係者、自治体の福祉行政担当者等々、200名を超えるさまざまな職種の参加者が同じ方向を目指していると実感を得た一日でした。北海道は例年になく猛暑でしたが、北海道大学の広いキャンパスと青空とが成年後見制度の今後を後押ししてくれているように感じました。来年の開催は中央大学多摩キャンパスです。(り・る)

リーガルサポートの
キャラクターを
紹介します!

ホットちゃんは、色々な困りごとをエールくんにご相談し、
エールくんは多くの困りごとを受け止め、解決への手助けをします。
全国50支部と多くの会員数を誇るリーガルサポートのイメージから生まれました。



エールくん

ネーミングの由来

「ホエール(くじら)」と、
“応援する”という意味の
「エール」をかけて

特徴: ●白くて、とっても体が大きい
●色々な相談ができて頼りになる
特技: ●メッセージ型の潮を吹き上げる

ホットちゃん

ネーミングの由来

相談した際に「ほっと」する
サポートを行うことから

特徴: ●明るい未来へと導く幸せの青い鳥
●エールくんにも市民の声を届ける
特技: ●歌うこと



編集後記



成年後見制度とリーガルサポートは20周年を迎えましたが、この編集後記を書いている私は、司法書士になって概ね10年目を迎えます。この間、後見業務にあたる中で、後見制度を利用する方々から感謝をいただくなど、やり甲斐が感じられる機会を多く持てました。しかし一方では、関係機関やご親族等から無理難題を求められ、怒りが爆発しそうになったり、困り果てて精神的に参りそうになった時も多々あります。そんな時、私は飼

犬と遊んだり、『ことわざ辞典』的な本を眺めて、自分自身に「窮すれば通ず」「人間万事塞翁が馬」「短気は損気」「急がず休まず」などと言いつつ、気分転換を図ろうと試みます。多分、後見業務に関わる方全員が、いろいろな悩みや辛さを持っているものと思いますが、あまり深刻になり過ぎず、かつ、一人で問題を抱え込まないようリーガルサポートにご相談するなどして、何とか困難を乗り越えていきましょう。なお、この編集後記を書いている時点(令和2年2月)では、新聞もテレビも新型コロナウイルス肺炎のニュースで持ち切りです。「正しく知って、正しく恐れ」ながら、早く終息してくれと祈るばかりです。

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

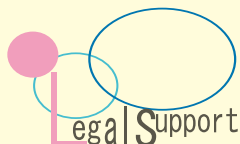
各支部名で検索!

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 千葉県支部 043-301-7831 HP
- 富山県支部 076-431-9332
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 高知支部 088-825-3141
- 旭川支部 0166-51-9058
- とちぎ支部 028-632-9420 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- えひめ支部 089-941-8065
- 釧路支部 0154-41-8332
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 宮城支部 022-263-6786
- 静岡支部 054-289-3999
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 長崎支部 095-823-4710
- 山形支部 023-623-3322
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 和歌山支部 073-422-0568 HP
- 大分支部 097-532-7579
- 岩手支部 019-653-6101
- 新潟県支部 025-244-5141
- 広島県支部 082-511-0230
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 秋田支部 018-824-0055
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 青森支部 017-775-1205
- 三重支部 059-213-4666
- 岡山県支部 086-226-0470 HP
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- 沖縄支部 098-867-3526
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 福井県支部 0776-36-0016
- しまね支部 0854-22-1026
- 本部(東京) 03-3359-0541
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 石川県支部 076-291-7070
- 香川県支部 087-821-5701 HP

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

